

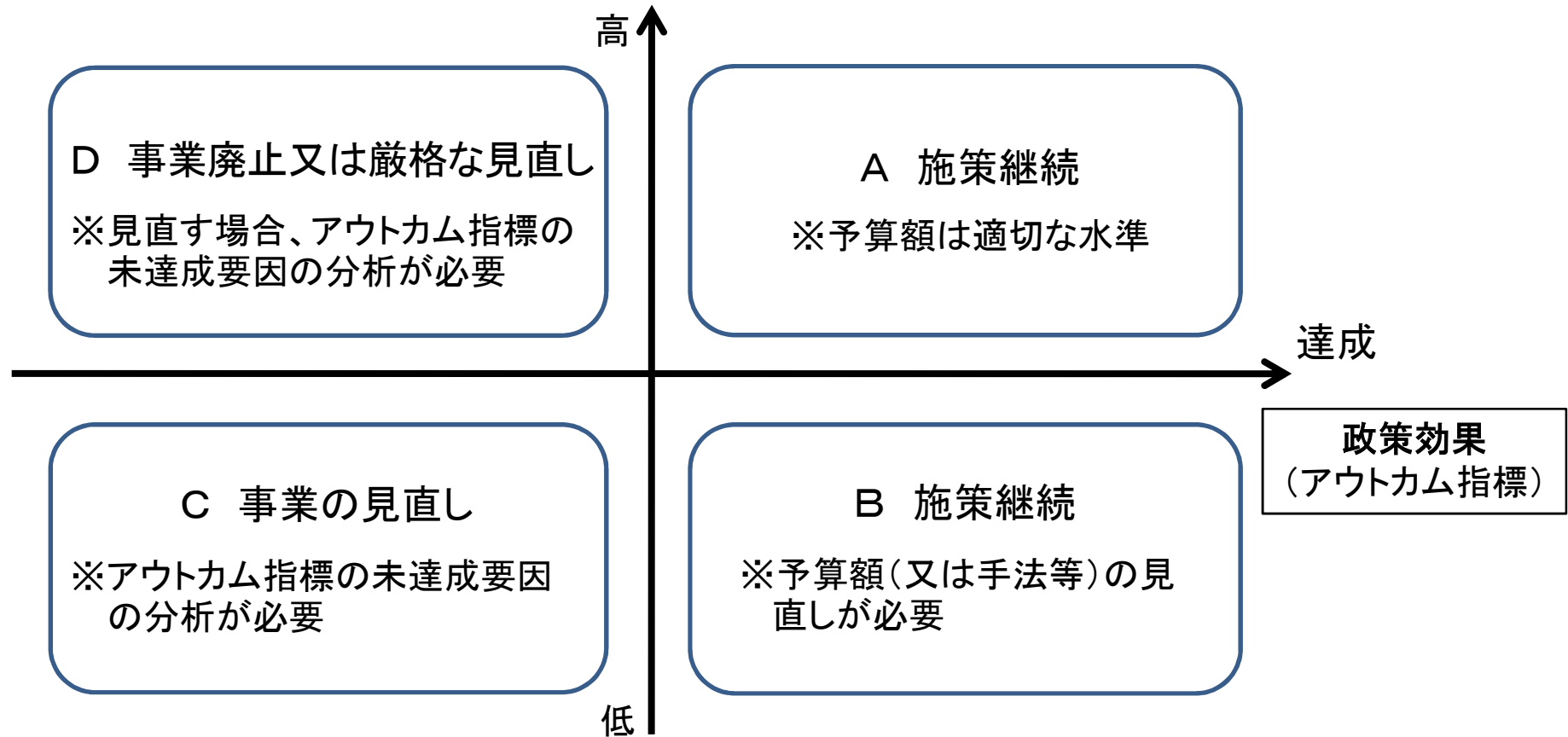
被災労働者等の社会復帰促進・援護等を
図ること

(施策番号Ⅲ-3-2)

添付資料

社会復帰促進等事業の評価の考え方

事業執行率(アウトプット指標)

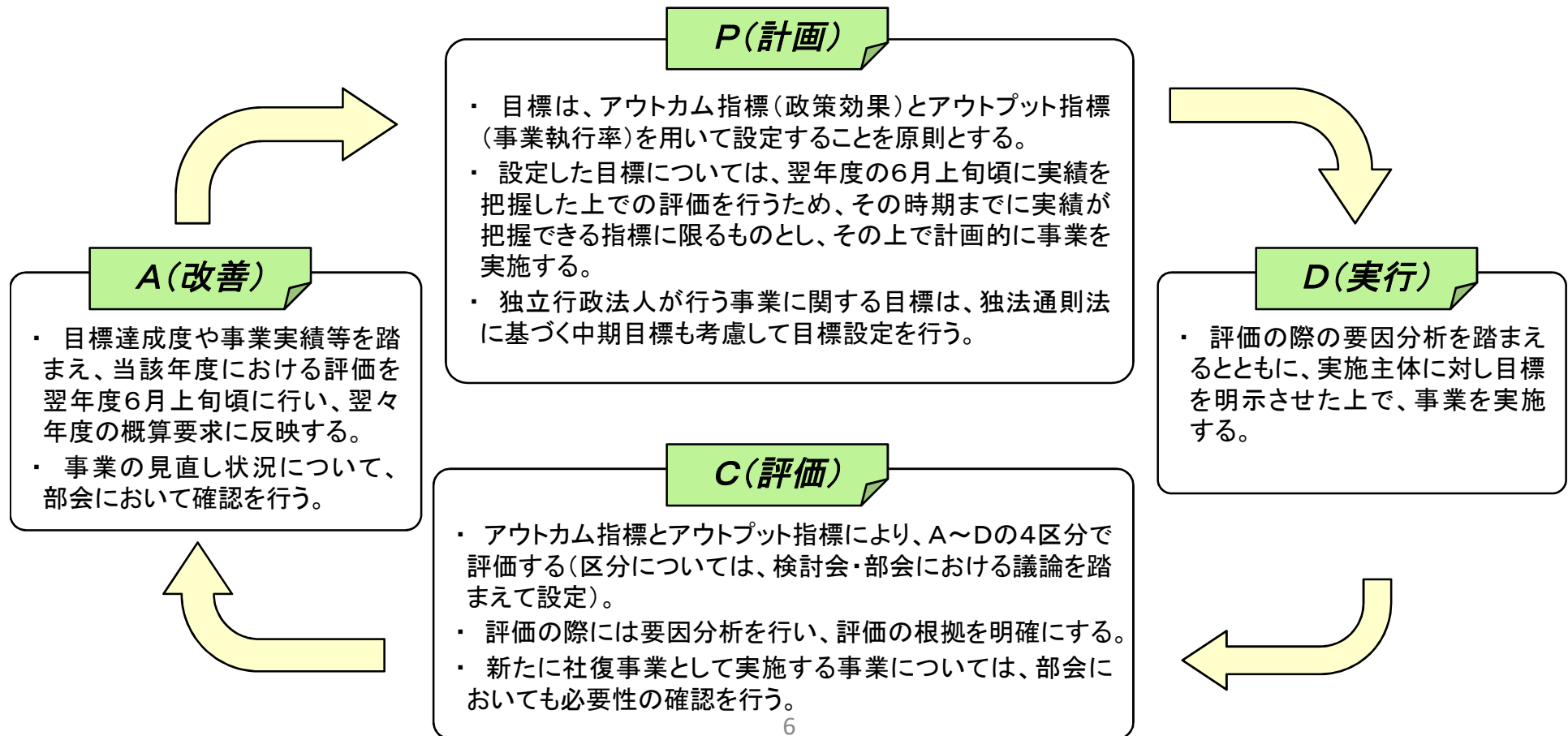


- アウトカム指標を用い、事業を行うことにより国民生活や社会経済に及ぼされる影響を「政策効果」として評価(アウトカム指標が全て達成されているかどうかで判断)。
- アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量が、予算規模に照らし妥当であったかどうかの「事業執行率」を評価(事業執行率の基準は80%とする)。

社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

基本的な考え方

- すべての事業(行政経費のみで構成されるものは除く)を目標管理の対象とする。
- 執行実績が相対的に低い事業、政策効果を十分に達成できない事業等を検討会(社会復帰促進等事業に関する検討会)において点検し、その結果は、部会(労災保険部会)でも議論し、PDCAサイクルの一環として位置づける。また、議事録等を厚生労働省HPで公表し、検討会自体も公開とすることで、PDCAサイクルをより透明化する。

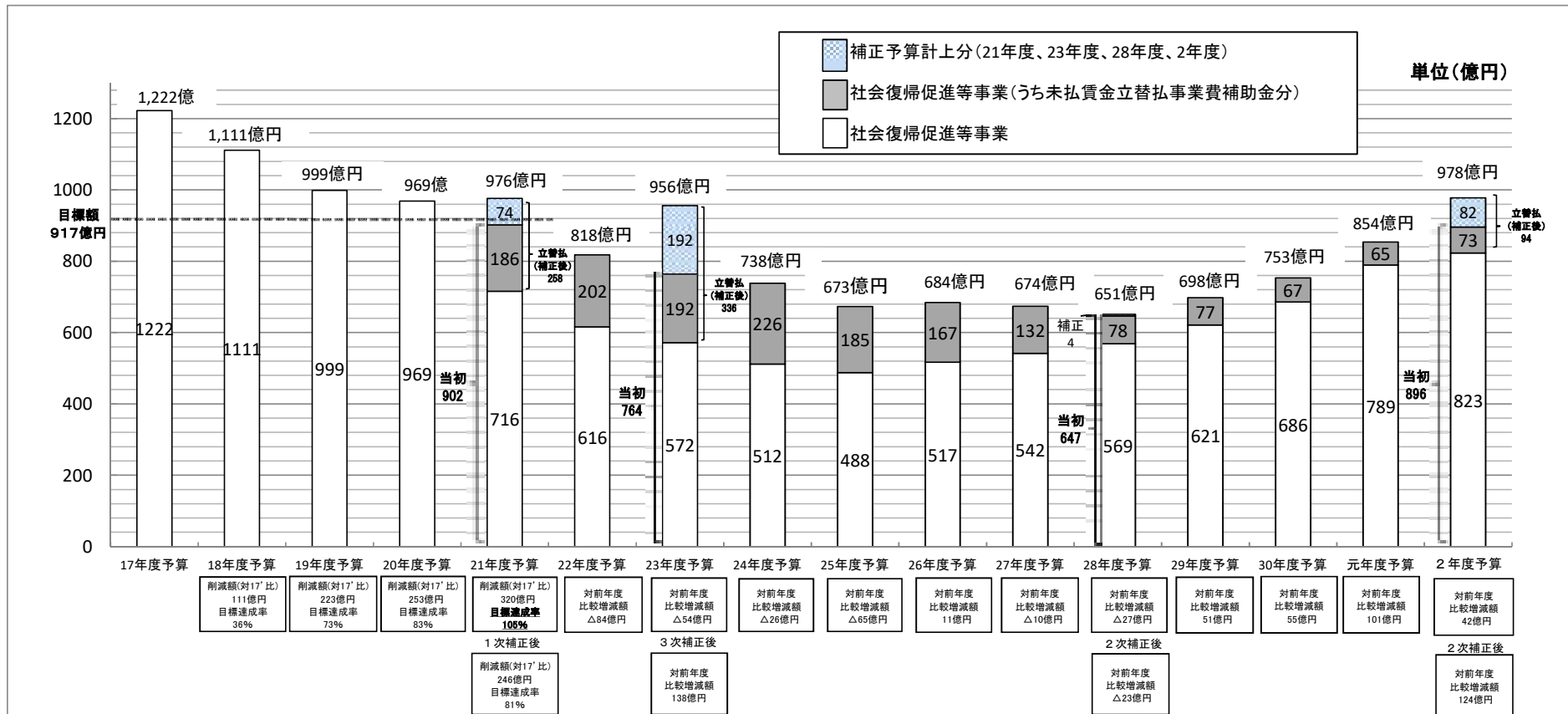


社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度予算～令和2年度予算）について

○直近過去3カ年の社会復帰促進等事業費の推移は以下のとおり。

- ・平成30年度予算では、「働き方改革実行計画」等に基づく経費として753億円（対前年度+55億円増）を計上。
- ・令和元年度予算では、働き方改革を着実に実行するための取組等に対する経費として854億円（対前年度+101億円増）を計上。
- ・令和2年度当初予算では、引き続き働き方改革を着実に実行するため、中小企業等への更なる支援等経費として896億円（対前年度+42億円増）を計上。

○各事業について、PDCAサイクルによる不断の見直しを行い、無駄の削減・効率化を図る取組を継続していく。



(参考)

1 社会復帰促進等事業(旧労働福祉事業)の見直し

- ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、労働福祉事業に係る廃止も含めた徹底的な見直しが示されたことを踏まえ、平成21年度予算までに平成17年度予算(1,222億円)の4分の1(△305億円)を削減し、917億円とすることを目標設定とした。

2 平成25年度予算までの状況

- ・平成21年度当初予算額では、行政支出総点検会議等の指摘を踏まえ、902億円を計上し、当初の目標である917億円を達成した。
- ・以降、平成22年度予算では818億円(対前年度(当初)△84億円減)、平成23年度は当初予算で764億円(対前年度△54億円減)、平成24年度予算では738億円(対前年度(当初)△26億円減)、平成25年度予算では673億円(対前年度△65億円減)と、引き続き削減を実施した。
なお、平成23年度においては、東日本大震災等の対応により未払賃金立替払事業費等の経費として約192億円を補正で追加計上したため、3次補正後予算額では956億円(対前年度+138億円増)となっている。

医療リハビリテーションセンターの概要

1. 設立経緯等について

労働省（現 厚生労働省）では、労働省基準局に設置した「リハビリテーション研究会」における「被災労働者に関する総合的リハビリテーションのあり方」についての最終報告に基づき、昭和54年3月、医学的リハビリテーションと職業リハビリテーションの両機能を総合して有する総合リハビリテーション施設を整備する等、総合リハビリテーションシステムの推進を図ることとした。

また、同時期に、岡山県から労働省（現 厚生労働省）及び労働福祉事業団（現 独立行政法人労働者健康安全機構）に対して、上房郡賀陽町の地域を対象とした「吉備高原都市基本構想」における保健福祉区整備の具体化のために、同地区に総合リハビリテーションの設置要請があった。

労働福祉事業団（現 独立行政法人労働者健康安全機構）ではこれらを受けて、昭和57年10月に設置した「総合リハビリテーションセンター（医療リハ部門）設立準備調査研究会」において、医療リハ部門の運営方法等について専門的な調査研究を行った結果、医療リハ部門として、主に中国・四国地区の被災労働者等のうち総合的なリハビリテーションを必要とする者をできる限り早期に收容し、高度・専門的な治療及び医学的リハビリテーションを行うと共に、職業リハ部門（※）との連携の下に早期社会復帰を図ることを目的とし、昭和62年に「吉備高原医療リハビリテーションセンター」を設置した。

（※）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が国立吉備高原職業リハビリテーションセンターを運営。

2. 施設概要

場 所 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7511

職員数 120名（医師10名、看護師60名、その他50名）

3. 病床数等推移

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
病床数		150	150	150	150	150	150	145.8
利用者数	（入院）	103.1	99.7	93.2	88.5	94.2	94.6	86.9
	（外来）	123.4	111.1	88.7	91.7	89.3	91.8	97.9
平均在院日数		57.1	62.3	70.7	58.7	67.5	68.3	67.1
職場・自宅復帰可能患者割合（%）		96.6	95.4	92.9	89.3	89.2	86.7	91.6
病床利用率（%）		68.7	66.4	62.1	59.0	62.8	63.1	59.6

注1 利用者数については、入院・外来ともに1日当たりの平均患者数であるため小数点第1位まで計上。

1日当り平均患者数を表示しているのは、同表に記載された病床数と比較することで、病床利用率との関係が分かり易いため

（病床利用率（%）＝1日当り入院患者数/病床数×100）。

また、仮に延患者数を表示した場合は、年度により暦日数及び診療実日数に差異があることから、同じベースで比較できない。

〔計算式〕 1日当り入院患者数＝延べ患者数/暦日数、 1日当り外来患者数＝延べ患者数/外来実日数（土日祝日等は除く）

注2 令和元年度病床数は令和2年3月1日より150床から100床に減少している。

アフターケア制度

仕事によってケガや病気をされた方に対し、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、必要に応じて、診察や保健指導、検査などを行い、円滑な社会生活を営んでいただくことを目的とする。

対象となるケガや病気、対象者

○ 対象となるケガや病気は、せき髄損傷など20種類あり一定の障害等級などを対象者の要件としている。

受診方法

- 申請が認められると、都道府県労働局からアフターケア健康管理手帳(以下「手帳」という)が交付され、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターおよび多くの労災保険指定医療機関(以下「実施医療機関等」という)で、診察、保健指導、処置、検査などを無料で受けることができる。
- アフターケアを受診するには、実施医療機関等の窓口で、その都度、手帳を提示し、所定の欄にアフターケアの実施に関する記録を記入してもらう必要がある。
提示がない場合は、原則としてアフターケアを受けられない。
- アフターケアを受けるための通院費は、一定の要件を満たした場合に支給される。

未払賃金の立替払制度の概要

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度
- 独立行政法人労働者健康安全機構が支払等の業務を実施

1 要件

(1) 事業主に係る要件

① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施

② 倒産したこと

ア 法律上の倒産

破産手続開始の決定（破産法）、特別清算手続開始の命令（会社法）、再生手続開始の決定（民事再生法）、更正手続開始の決定（会社更生法）

イ 事実上の倒産（※中小企業事業主のみ）

事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし（労働基準監督署長の認定）

※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・ 資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
- ・ 資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

① 破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）の6か月前の日から2年間に退職

② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）

③ 破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず。）。ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

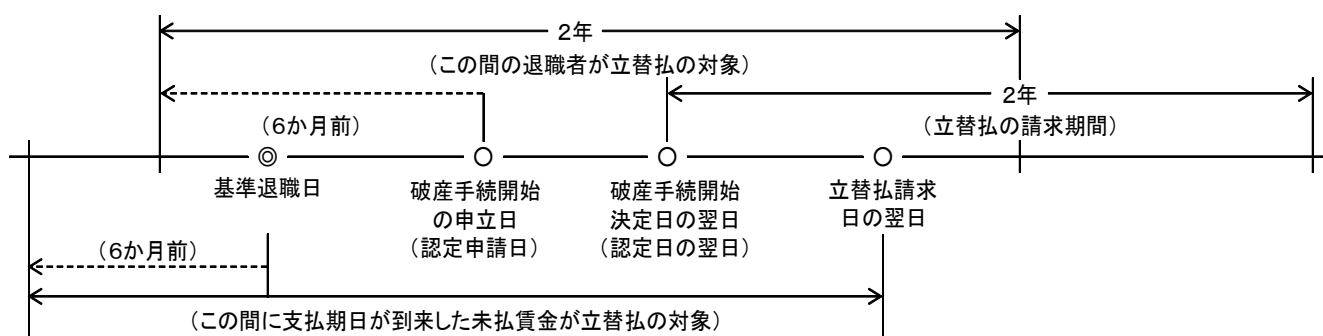
3 立替払の額

未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上 45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円

退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円



労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

国(厚生労働省)

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき、全国8カ所に設置した施設です。

労災特別介護施設(ケアプラザ)

全国8カ所

北海道施設

宮城施設

千葉施設

愛知施設

大阪施設

広島施設

愛媛施設

熊本施設

■ケアプラザとは

- ①ケアプラザは、労働災害により重度の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。
- ②ケアプラザには、原則として、**傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者で在宅での介護が困難な皆様が入居できます。**
(障害等級4級程度の方でも、特例的に入居が認められる場合があります。)
- ③ケアプラザは、厚生労働省の委託を受けて一般財団法人労災サポートセンターが運営し、脊髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

■施設(敷地面積約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均))

- ①居室数(うち個室):約89(85)室(8施設平均)
* 個室の広さは約30㎡
- ②入居定員:100名
(令和2年4月1日より北海道施設及び愛媛施設については、90名)

短期滞在型の介護サービス(3種類)も行っています

■短期介護サービス

重度の被災をされた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病気、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなったときに、短期間利用していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

■日帰りサービス

重度の被災をされた労災年金受給者の方に、入浴、給食などの介護サービスを行うものです。(週のうち施設が定めた1日午前10時から午後4時まで、利用料金は1日につき600円(食事代・消費税を含む。))

■家族同伴短期滞在介護サービス

家族が重度の被災をされた労災年金受給者と一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

介護サービスの内容

■介護体制

ケアプラザでは、看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。

(24時間365日介護)

また、入居者の皆様のお身体の状態に合わせて作成した「個人別介護計画」に沿った適切な介護を行うとともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションも行っています。

■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談も行っています。

また、労災病院等の協力医療機関へは、看護師が付き添ってマイクロバスで送迎しますので、安心して通院できます。

ケアプラザの入居費用

■施設利用料

施設使用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」に基づき決定されます。施設利用料は、年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分されています。

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額12万8千円

日用品の購買費や診療費などは個人負担となります。

***なお、県・市町村の負担金等は発生いたしません。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止されます。**

■介護費

介護費は、労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が「常時介護を要する状態」にある方は166,950円、「随時介護を要する状態」にある方は、83,480円を負担していただくことになります。

***なお、介護費は、労働者災害補償保険に介護(補償)給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されますので、入居者の実質的な負担はありません。**

事業(運営)委託

受託者(運営)

(一般財団法人)
労災サポートセンター

労災就学援護費の概要

制度の趣旨

業務災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするもの。

支給対象

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ① 遺族（補償）年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など（※）に在学している（以下「在学中」）、または受給者本人が在学中
- ② 第1～3級の障害（補償）年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③ 傷病（補償）年金を受給していて（せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子が在学中

※ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校など

支給内容

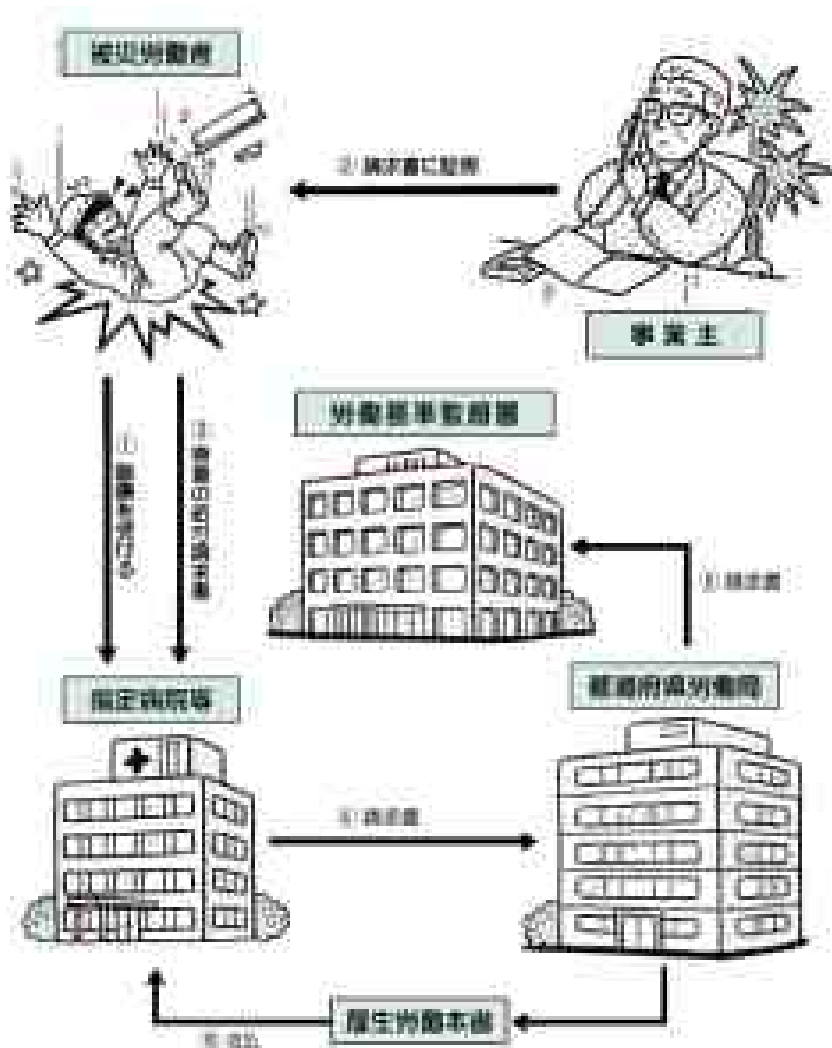
都道府県労働局・労働基準監督署において対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。（※下記は令和2年度の月額）

主な支給対象	支給額（月額）
小学校	14,000円
中学校	18,000円
[通信制] 中学校	15,000円
高等学校等	18,000円
[通信制] 高等学校等	15,000円
大学等	39,000円
[通信制] 大学等	30,000円

労災保険指定医療機関について

労災保険では、労働者の方が業務や通勤が原因で負傷したり病気になった場合、原則として労災保険指定医療機関で無償で治療を受けることができる。

請求手続きの流れ



労災保険指定医療機関数の推移

	指定医療機関数
平成18年	35,776
平成19年	36,754
平成20年	37,629
平成21年	38,304
平成22年	38,871
平成23年	39,412
平成24年	39,965
平成25年	40,542
平成26年	41,102
平成27年	41,731
平成28年	42,266
平成29年	42,845
平成30年	43,380
令和元年	43,738

(注)各年9月30日現在の機関数である。